

秋田県医師国民健康保険組合第114回通常組合会は、平成25年2月23日 秋田市中通七丁目2-1「ホテルメトロポリタン秋田」で開催された。

議員定数 30名、出席者数 23名、欠席者数 7名

出席した議員は、次のとおりである。

2番	石田 晃 二	14番	渡辺 一	22番	工藤 透
4番	高木 紘 一	15番	渡邊 毅	24番	木村 元
6番	松岡 一 志	16番	滑川 五郎	25番	作左部 昇
8番	木村 衛	17番	後藤 眞 暎	26番	児玉 光
9番	山須田 健	18番	吉方 清治郎	27番	吉田 賢志
10番	高橋 裕	19番	佐藤 裕 明	28番	久保 信之
12番	熊谷 理夫	20番	遠藤 勝 實	29番	高橋 喜重
13番	曾根 純之	21番	根田 芳 昌		

欠席した議員は、次のとおりである。

1番	稲葉 八雲	7番	三浦 由太	30番	小笠原 武
3番	早川 正明	11番	織田 尚明		
5番	村山 仁	23番	桑山 明久		

出席した役員は、次のとおりである。

理事長	大野 忠	理事	橋本 正幸	監事	中島 規道
-----	------	----	-------	----	-------

副理事長	千葉 二美夫	理 事	俵 谷 幸 蔵	監 事	高 橋 正 喜
常務理事	大 高 詳一郎				
常務理事	櫻 庭 清				

欠席した役員は、次のとおりである。

理 事	佐 藤 祥 男	理 事	笹 尾 知
-----	---------	-----	-------

本日の会議は、次のとおりである。

1. 開 会
2. 資 格 確 認
3. 議 事 録 署 名 人
4. 理 事 長 あ い さ つ
5. 報 告
  - 報告第1号 組合旅費規程の一部改正について
  - 報告第2号 組合員資格に関する判定基準の制定について
6. 議 事
  - 議案第1号 土地の処分について
  - 議案第2号 平成24年度一般会計歳入歳出補正（第2号）について
  - 議案第3号 平成24年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出補正（第2号）  
並  
びに財産の処分について
  - 議案第4号 平成25年度事業計画について
  - 議案第5号 平成25年度一般会計歳入歳出予算について
  - 議案第6号 平成25年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出予算について
  - 議案第7号 積立財産の処分について
7. 協 議
8. そ の 他
9. 閉 会

本会の会議状況は、次のとおりである。

石田議長 ただ今より、第114回通常組合会を開会します。(午後3時35分)  
はじめに、資格確認を行ないます。  
議員定数30名に対し、ただ今のところ23名でありまして、過半数を超えております。従いまして、国民健康保険法施行令第13条によりまして、会議は成立しております。  
次に、議事録署名人の選任ですが、慣例によりまして私から指名させていただきます。  
6番の松岡議員、8番の木村議員のお二人の方にお願ひします。  
それでは、2頁の次第によって会議を進めます。  
大野理事長からあいさつをお願いします。

大野理事長 あいさつを行なう。

石田議長 ありがとうございます。  
ただ今の理事長のあいさつに対しまして、ご質問等何かございませんか。  
(発言なし)

石田議長 特にないようですので、次の5の報告に入ります。  
最初に、「報告第1号組合旅費規程の一部改正について」、報告をお願いします。

大高常務理事 議案書3頁から10頁の「報告第1号組合旅費規程の一部改正について」を説明。

石田議長 ありがとうございます。  
ただ今の報告に対しまして、ご質問等がございましたらお願いします。  
(発言なし)

石田議長 ご発言がないようですので、「報告第2号組合員資格に関する判定基準の制定について」に移ります。  
報告をお願いします。

大高常務理事 議案書11頁から15頁の「報告第2号組合員資格に関する判定基準の制定について」を説明。

石田議長 ありがとうございます。  
ただ今の報告に対しまして、ご質問等がございましたらお願いします。  
(発言なし)

石田議長 ご発言がないようですので、6の議事に入ります。  
最初に、「議案第1号土地の処分について」を議題といたします。  
執行部の説明をお願いします。

大高常務理事 議案書17頁の「議案第1号土地の処分について」を説明。

石田議長 ありがとうございます。  
それでは、ただ今説明をいただきました議案第1号について、質疑を行ないます。  
ご質問、ご意見等ございませんか。  
(発言なし)

石田議長                   ご発言がないようですので採決に入ります。  
                                  「議案第1号土地の処分について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。  
                                  (全員挙手)

石田議長                   ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。  
                                  続きまして、「議案第2号平成24年度一般会計歳入歳出補正(第2号)について」を議題といたします。  
                                  執行部の説明をお願いします。

櫻庭常務理事             議案書19頁から24頁の「議案第2号平成24年度一般会計歳入歳出補正(第2号)について」を説明。

石田議長                   ありがとうございました。  
                                  それでは、ただ今説明をいただきました議案第2号について、質疑を行ないます。  
                                  ご質問、ご意見等ございませんか。  
                                  (発言なし)

石田議長                   ご発言がないようですので採決に入ります。  
                                  「議案第2号平成24年度一般会計歳入歳出補正(第2号)について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。  
                                  (全員挙手)

石田議長                   ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。  
                                  続きまして、「議案第3号平成24年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出補正(第2号)並びに財産の処分について」を議題といたします。  
                                  執行部の説明をお願いします。

櫻庭常務理事             議案書25頁から27頁の「議案第3号平成24年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出補正(第2号)並びに財産の処分について」を説明。

石田議長                   ありがとうございました。  
                                  それでは、ただ今説明をいただきました議案第3号について、質疑を行ないます。  
                                  ご質問、ご意見等ございませんか。  
                                  (発言なし)

石田議長                   ご発言がないようですので採決に入ります。  
                                  「議案第3号平成24年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出補正(第2号)並びに財産処分について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。  
                                  (全員挙手)

石田議長                   ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。  
                                  続きまして、「議案第4号平成25年度事業計画について」を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

大野理事長 議案書31頁の「議案第4号平成25年度事業計画について」のⅠの方針を説明。

大高常務理事 議案書32頁から34頁の「議案第4号平成25年度事業計画について」のⅡの事業の概要を説明。

石田議長 ありがとうございます。

それでは、ただ今説明をいただきました議案第4号について、質疑を行ないます。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(発言なし)

石田議長 ご発言がないようですので採決に入ります。

「議案第4号平成25年度事業計画について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

石田議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。

続きまして、「議案第5号平成25年度一般会計歳入歳出予算について」と「議案第7号積立財産の処分について」は関連がありますので、一括議題とします。

執行部の説明をお願いします。

櫻庭常務理事 議案書35頁から61頁の「議案第5号平成25年度一般会計歳入歳出予算について」と71頁の「議案第7号積立財産の処分について」を説明。

石田議長 ありがとうございます。

それでは、ただ今説明をいただきました議案第5号及び議案第7号について、質疑を行ないます。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(発言なし)

石田議長 ご発言がないようですので採決に入ります。

「議案第5号平成25年度一般会計歳入歳出予算について」と「議案第7号積立財産の処分について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

石田議長 ありがとうございます。全員賛成ですのでいずれも原案のとおり決定することにいたします。

続きまして、「議案第6号平成25年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出予算について」を議題とします。

執行部の説明をお願いします。

櫻庭常務理事 議案書63頁から69頁の「議案第6号平成25年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出予算について」を説明。

石田議長 ありがとうございます。

それでは、ただ今説明をいただきました議案第6号について、質疑を行ないます。  
ご質問、ご意見等ございませんか。

(発言なし)

石田議長

ご発言がないようですので採決に入ります。

「議案第6号平成25年度役職員退職積立金特別会計歳入歳出予算について」、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

石田議長

ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおり決定することにいたします。

石田議長

以上で予定されておりました議案の審議は、全て終了いたしました。

続いて、7の協議に入りますが、執行部から、何かございますか。

(執行部から、特になしとの声)

石田議長

執行部からは特になしということですが。

議員の皆さんから、何かございますか。

(発言なし)

石田議長

特になしようですので、8のその他について、何かございますか。

(発言なし)

石田議長

特になしようです。

これをもちまして、第114回通常組合会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

以上全議案を終了し、午後4時35分に閉会した。

## 第114回通常組合会あいさつ

理事長 大 野 忠

本日は、非常に天候の悪い中を、ご出席を賜りましてありがとうございました。

全く今年の雪にはまいりまして、秋田市にいる私もほとんど毎日、雪かきをやらされておりました、いささかくたびれた次第であります。

本日の組合でのご審議は、今年度の補正予算、来年度事業計画及び予算、土地処分等の審議、そして組合員資格確認方法の報告等になっております。よろしくお願い申し上げます。

さて、民主政権時代、後期高齢者医療制度廃止が問題になりましたが、3党合意のもと社会保障制度改革国民会議で推進法施行後1年以内に結論を得ることにより、昨年以来2回の会議が開催され、議論が進められております。またこれにより、後期高齢者医療制度廃止法案と一括提案される予定でありました国庫補助金32%削減法案も先送りとなっております。

しかし、ご承知のように昨年12月に政権が民主党から自民党に代わりまして、政策もアベノミクス、いわゆる3本の矢と言われる、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3つの基本方針の形に変わり、社会保障重視路線から公共事業拡大に変わった感じであります。この成長戦略のための構造改革は、医療・保育・教育など完成市場の民間開放と同義であり、四の矢は財政構造改革であるといわれております。

さらにこの財政健全化の本丸は、社会保障改革であるともいわれています。

即ち、現在35.1兆円の医療費は、2025年まで54.0兆円、現在8.4兆円の介護費は19.8兆円とそれぞれ1.54倍、2.36倍になり、社会保障費全体の5割を占めるようになる予定であります。それがゆえに、社会保障の全体設計が急務であるといわれているわけです。

安部内閣は、社会保障制度改革国民会議では本年8月21日までに結論を出すとしており、医療分野の課題につきましては、①医療サービス提供体制、②健康増進医療費適正化、③在宅医療と終末期医療、④市町村国保の財政基盤と療養の範囲の適正化、⑤高齢者医療制度等を議論していくことになっていきます。特に、これらのうち、④の市町村国保の財政基盤の安定化として2015年度から都道府県単位の広域化する計画が予定されています。又、高齢者医療制度を廃止し、「高齢者国保」を創設し、都道府県単位で設けるということも考えられております。都道府県に国保運営と医療供給体制の管理責任を負わせようとするものでしょうけれども、これら多くの改革が実施できるかどうか、まだそれは分かりませんが、いろいろな影響が医療に及ぼしてくるのではないかと考えられます。

第四の矢の向かう方向性によりましては、あるいはまた安部内閣がデフレ克服に失敗し、失業が増え、国民所得が上昇せず、国債が暴落するというような事態になりますと医療・



福祉政策は非常に厳しい環境にさらされる可能性があります。

社会保障の全体設計が大きく変わらざるを得なくなったときに、医療や我々保険者はどう変わっていくでしょうか。先が見通せない現在、内外の環境変化に細心の注意を払いつつ緊張感をもって事にあたっていかなければならないであろうと考えています。

しかしいずれにしろ、これらの実施は医師国保への国庫補助金32%廃止を含めて、平成26年度以降のことでありまして、25年度は現在の制度のままでありましょうから、今は来るべき嵐のために内部の備えを固めておくときのように感じています。この4月から特定健診、特定保健指導の新たな5カ年計画が始まります。厚労省は生活習慣病予防だけではなく、ロコモ予防のための新たな運動も始めようとしています。保険者機能の強化がさらに求められるということも必須のように思われます。当国保組合も、特定健診指導への活動をさらに強化していかなければならないでありましょうし、ロコモ予防にも新たに組み込まなければならぬかもしりません。まずは、内部的な体質強化が必要で、事務員の充実強化、全協共通システムの利用等によりまして、事務作業の正確性保持や効率化、確実な被保険者の資格確認やコンプライアンスの維持等を充実していかなければならないと考えております。

その一つの組合員資格問題につきましては、その調査方法について昨年以降検討作業を行ない、理事会で決定していただきました。本日はその内容をご報告いたしますが、かなり面倒な問題で資格の確認作業のためには相当に事務負担が増えるようです。しかしどうしても厳密にやらざるを得ないものですので、頭の痛いところですが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

また、事務局内部の問題としては、昨年末までにベテランの職員2名が退職し、新人2名が入りました。一生懸命頑張ってくれていますが、また不慣れなところがありますので、多少とも皆様にご迷惑をおかけするところがあるかもしれません。もう少しすれば良くなると思いますので、どうぞご寛容をお願いします。

なおまた、被保険者管理のための全国共通システムを本年1月に導入いたしました。まだ、データ移行を行っている段階で実際の運用は秋になりますが、これによって組合員や被保険者全員の管理が効率的、効果的になる予定です。

理事・職員一同、努力をしておりますので、今後ともよろしくご指導・ご支援をお願い申し上げます。

ありがとうございました。